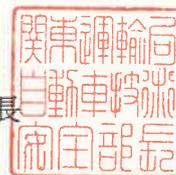




関自保第5号の2  
関自貨第6号の2  
関自監貨第5号の2  
関自整第19号の2  
平成30年4月6日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会会長 殿

関東運輸局  
自動車技術安全部長



自動車交通部長



自動車監査指導部長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別添（平成30年3月30日付け国自安第268号、国自貨第187号及び国自整第364号）のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願います。

国自安第268号  
国自貨第187号  
国自整第364号  
平成30年3月30日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第268号  
国自貨第187号  
国自整第364号  
平成30年3月30日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第268号  
国自貨第187号  
国自整第364号  
平成30年3月30日

関東運輸局自動車監査指導部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



別 添

国自安第268号の2

国自貨第187号の2

国自整第364号の2

平成30年3月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省  
自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。



国自整第	244号
平成 25年	12月 16日
国自安第	282号
国自貨第	132号
国自整第	349号
平成26年	3月 4日
国自安第	203号
国自貨第	61号
国自整第	291号
平成 26年	12月 25日
国自安第	104号
国自貨第	55号
平成27年	8月 12日
国自安第	156号
国自貨第	91号
国自整第	240号
平成27年	11月 9日
国自安第	71号
国自貨第	31号
平成28年	7月 1日
国自安第	200号
国自貨第	115号
国自整第	295号
平成29年	1月 13日
国自安第	254号
国自貨第	167号
国自整第	368号
平成 29年	3月 10日
国自安第	47号
国自貨第	34号
国自整第	65号
平成 29年	6月 8日
国自安第	112号
国自貨第	83号
国自整第	109号
平成 29年	9月 29日
国自安第	268号
国自貨第	187号
国自整第	364号
平成 30年	3月 30日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

最終改正

国自整第	244号
平成 25年	12月 16日
国自安第	282号
国自貨第	132号
国自整第	349号
平成26年	3月 4日
国自安第	203号
国自貨第	61号
国自整第	291号
平成 26年	12月 25日
国自安第	104号
国自貨第	55号
平成27年	8月 12日
国自安第	156号
国自貨第	91号
国自整第	240号
平成27年	11月 9日
国自安第	71号
国自貨第	31号
平成28年	7月 1日
国自安第	200号
国自貨第	115号
国自整第	295号
平成29年	1月 13日
国自安第	254号
国自貨第	167号
国自整第	368号
平成 29年	3月 10日
国自安第	47号
国自貨第	34号
国自整第	65号
平成 29年	6月 8日
国自安第	112号
国自貨第	83号
国自整第	109号
平成 29年	9月 29日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

各地方運輸局自動車交通部長殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長殿  
沖縄運輸合務局運輸部長殿

自動車局局長  
自動車局局長  
自動車局局長  
自貨整策課長  
自貨整策課長  
自貨整策課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第3条 過労運転の防止

1. ～2. (略)

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1) 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の勤務時間等基準告示第1365号」及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。

各地方運輸局自動車交通部長殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長殿  
沖縄運輸合務局運輸部長殿

自動車局局長  
自動車局局長  
自動車局局長  
自貨整策課長  
自貨整策課長  
自貨整策課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第3条 過労運転の防止

1. ～2. (略)

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1) 事業者が運転者(個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。))が運転する場合には、当該者も含む。)の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の勤務時間等基準告示第1365号」及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。なお、事業者等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)で定める労使協定の締結を行っている場合を超えないものとする。当該労使協定により延長することができず、当該協定を超えないものとする。

(2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、改善基準告示の遵守を前提としつつ、運転者が所屬する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。

(2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)の遵守を前提としつつ、運転者が所屬する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。

(3)～(5) (略)

4. (略)

5. 第6項関係

(1) 「健康状態の把握」とは、乗務員（事業主等が乗務する場合に  
は、当該者を含む。）が受診する労働安全衛生法（昭和47年法律  
第57号）第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受  
けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの  
場合において乗務員が受診する健康診断の結果を提出させる  
ことをいう。

(2) (略)

6. ～7. (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

(1) (2) (略)

(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営  
業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定して  
いる安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消さ  
れた営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。  
なお、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業  
所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う  
点呼に限り、これと同等として取り扱う。

① (略)

② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用  
自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和  
26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条  
に規定する事故を発生させていないこと。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていな  
いこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指  
導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目  
の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、  
E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であつたものの、3ヶ  
月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」で  
あり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器で  
あつて、そのカメラ、モニター等によつて、運行管理者等が運  
者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、  
当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯  
びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとも

(3)～(5) (略)

4. (略)

5. 第6項関係

(1) 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  
第66条第1項に基づき健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべ  
き健康診断、同条ただし書きの場合において運転者が受診する健  
康診断を行うことをいう。

(2) (略)

6. ～7. (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

(1) (2) (略)

(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業  
所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してい  
る安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消され  
た営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。な  
お、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所  
にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点  
呼に限り、これと同等として取り扱う。

① (略)

② 過去3年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動  
車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規  
則」という。）第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこ  
と。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていな  
いこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指  
導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の  
判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」、  
点呼の項目の判定が「否」であつたものの、3ヶ月以内に改善報  
告書が提出され、総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判  
定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置し  
た装置（以下「設置型端末」という。）のカメラ、若しくは運転  
者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによ  
つて、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の  
状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼に

に当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものを用いる。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼(以下、「I T点呼」という。)は以下に定めるところにより行うものとする。

① I T点呼の実施方法  
(削除)

ア 運行管理者等は、I T点呼を行う営業所(以下「I T点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しI T点呼を行うものとする。なお、I T点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のI T点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、I T点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被I T点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しI T点呼を受けるものとする。

ウ 点呼は対面により行うことが原則であることから、I T点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でI T点呼を実施する場合には、つてはこの限りではない。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。)においてI T点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」という。)に記録する内容を、I T点呼実施営業所及び被I T点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ〜オ(略)

③(略)

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、

いうて、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものを用いる。

(5) 同一の事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼(以下、「I T点呼」という。)は、以下に定めるところにより行うものとする。

① I T点呼の実施方法  
ア I T点呼を行う営業所(以下「I T点呼実施営業所」という。)及びI T点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被I T点呼実施営業所」という。)には、設置型端末を設置するものとする。

イ 運行管理者等はI T点呼実施営業所の設置型端末を使用し、I T点呼を行うものとする。なお、I T点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のI T点呼実施場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、被I T点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しI T点呼を受けるものとする。

エ 点呼は対面により行うことが原則であることから、I T点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でI T点呼を実施する場合には、つてはこの限りではない。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間(営業所と他の営業所車庫の間を含む。以下同じ。)においてI T点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」という。)に記録する内容を、I T点呼実施営業所及び被I T点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ〜オ(略)

③(略)

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、同一

同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼(以下「遠隔地I T点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地I T点呼の実施方法  
(削除)

ア 運行管理者等は、遠隔地I T点呼を行う営業所(以下「遠隔地I T点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地I T点呼を行うものとする。なお、遠隔地I T点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地I T点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼(以下「中間点呼」という。)を受けようとする地点において、遠隔地I T点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被遠隔地I T点呼実施営業所」という。)で管理する(4)の機器を携帯・使用し遠隔地I T点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地I T点呼を受ける場合はこの限りではない。

- ウ (略)  
②・③ (略)  
(7)～(10) (略)

2. (略)  
3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」(平成10年3月31日付け自環第72号)により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記

事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼(以下「遠隔地I T点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地I T点呼の実施方法

ア 遠隔地I T点呼を行う営業所(以下「遠隔地I T点呼実施営業所」という。)には、設置型端末を設置するとともに、遠隔地I T点呼を受ける運転者には、当該運転者の所属する営業所(以下「被遠隔地I T点呼実施営業所」という。)に備えた携帯型端末を携帯させるものとする。

イ 運行管理者等は遠隔地I T点呼実施営業所の設置型端末を使用し、遠隔地I T点呼を行うものとする。なお、遠隔地I T点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地I T点呼場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼(以下「中間点呼」という。)を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地I T点呼を受けるものとする。

- エ (略)  
②・③ (略)  
(7)～(10) (略)

2. (略)  
3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

録・保存を行うことができる。

(1)～(3) (略)

#### 第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とし、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)～(3) (略)

(4) 乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

2.～4. (略)

#### 第9条 運行記録計による記録

運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

#### 第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照）

本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び先地で随時帰りを取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1.～4. (略)

5. 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

#### 第9条の5 運転者台帳

1.～4. (略)

5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法

(1)～(3) (略)

#### 第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とし、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)～(3) (略)

(新設)

2.～4. (略)

#### 第9条 (新設)

#### 第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照）

本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び先地で随時帰りを取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1.～4. (略)

(新設)

#### 第9条の5 運転者台帳

1.～4. (略)

(新設)

令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

附 則

改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。